

生活費が不足し、お金を借りられるところがなかったので、個人融資の掲示板サイトに「お金を貸してほしい」と書き込んだ。融資するという人が現れ、直接会って20万円を借りた。だがその後、50万円以上返済し、さらに追加の支払いを求められている。

(50歳代男性)

SNSや掲示板サイトなどを通じて、見知らぬ人同士が金銭の貸し借りをする「個人間融資」に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

相談者のように、一時的に借り入れができたとしても、高額な利息の支払いを求められ返済が困難になることがあります。

また、保証金を支払ったにもかかわらず融資を受けられなかったり、融資の条件として、性的な要求をされたりするケースも。

違法な高金利で貸し付けをする闇金融業者が個人を装って融資したり、個人情報が悪用されたりする危険性もあり、基本的に、個人間融資は利用しないようにしましょう。

そもそも、個人間の融資をうたっていても、反復継続の意思を持ち金銭の貸し付けを行うことは貸金業法上の「貸金業」に該当し、営業には登録が必要です。

さらに、不特定多数が閲覧可能なSNSなどに「お金を貸します」といった文言を書き込むことは「貸し付けの契約の締結について勧誘をすること」について定めた同法の規定に抵触する恐れがあります。

貸金業の無登録営業や、無登録業者の勧誘はどちらも罰則の対象です。貸す側になることもやめましょう。

借りるあてがなく多重債務などで困っている場合には、自治体の多重債務相談窓口や消費生活センターなどに相談して、問題の解決を図るようにしてください。